

「鶴甲つながりの手」設置要項

(趣旨と会の名称)

第1条 阪神・淡路大震災において自力脱出できない方々の8割は家族や隣近所の方によって救出されました。災害初期には行政による救助（公助）には限界があります。隣近所の支援（共助）が必要です。

神戸市では平成25年に「災害時の要援護者への支援に関する条例」（以下「条例」）を施行しました。これに基づき神戸市の小学校区の各種団体に、「たすける仕組みづくり」を策定、要援護者支援団体として登録するよう要請がありました。このような情勢に鑑み「鶴甲ふれあいのまちづくり協議会」と「鶴甲防災福祉コミュニティ」は要援護者支援団体として登録し、この会の名称を「鶴甲つながりの手」としました。

(事務局)

第2条 「鶴甲つながりの手」の事務局は鶴甲地域福祉センター（神戸市灘区鶴甲2-10-1）に置く。

(鶴甲つながりの手の委員)

第3条 「鶴甲つながりの手」の委員は次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 鶴甲ふれあいのまちづくり協議会委員、鶴甲防災福祉コミュニティ委員、民生委員児童委員協議会委員。
- (2) 地域団体の代表者。
- (3) その他医療、防災、減災等の知識経験を有する者。

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(「鶴甲つながりの手」の構成)

第4条 「鶴甲つながりの手」に原則として次の各号に掲げる役職を置き、会長には鶴甲ふれあいのまちづくり協議会委員長、副会長には鶴甲防災福祉コミュニティ部会長がそれぞれ兼務することとする。

- (1) 会長1名。
- (2) 副会長1名
- (3) 事務局長。
- (4) 会計。
- (5) 会計監査。

2 会長は「鶴甲つながりの手」を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局長は会務全般を掌握し、庶務を担当する。

5 会計は会の出納および経理を処理する。

6 会計監査は会の出納および経理を監査する。

(顧問)

第5条 「鶴甲つながりの手」は必要に応じて医療、防災、減災等の知識経験者を顧問に委嘱することが出来る。

(要援護者)

第6条 要援護者(条例第2条1項)は神戸市から提供された台帳に記載された個人。

(支援者)

第7条 支援者は次の各号に該当する個人。(条例第2条2項)

- (1) 鶴甲ふれあいのまちづくり協議会委員、鶴甲防災福祉コミュニティ委員、民生委員児童委員協議会委員。
- (2) 地域から募集し登録した個人。
- (3) 集合住宅管理組合の役職者。

(活動、会の組織)

第8条 災害時に要援護者を支援者が助けることとし、次の各項を行なう。

- 1) 安否確認。
- 2) 避難誘導。
- 3) 避難所での支援活動。

2 災害時活動開始時期、支援の方法、会の組織等については別途細則による。

(会議)

第9条 「鶴甲つながりの手」委員会が必要に応じて開催する。

- 1 委員会は会長が招集する。
- 2 委員会は委員の半数以上の出席と、議決は出席者の過半数をもって決する。(委任可)

(会計)

第10条 会の運営経費は次の各号により支弁する。

- 1 チャリティバザー収益金からの提供。
- 2 行政からの助成金。
- 3 寄付金。

(施行の細則)

第11条 この要項の施行について必要事項は細則として、委員会が定める。

附則

この要項は、平成30年1月20日から施行する。

平成30年2月16日一部追加